

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（115）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年3月15日号）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年11月に生じた諸問題のうち、「農協解体」「教育・大学」「NHK・パリ協定」などを扱います。次号から2016年12月に入ります。）

### 第二節 過労死、農協解体、教育・大学など

#### B 項 農協解体

（1）①2011年11月11日、規制改革推進会議（議長大田弘子政策研究大学院教授）の農業ワーキング・グループは、全農（全国農協連）に対し、“購買部門を一年以内に縮小し、販売部門を委託方式から買取り方式に一年以内に転換する。金融事業を営む農協を3年をメドに半減する”、とする提言をまとめた（11月12日朝日新聞、赤旗）。

②これに対し、全中（全国農協中央会）は、11月21日、東京都内で集会を開き、全国から1600人が集まり、自主・自立の協同組合を否定するものが盛り込まれているとして「容認できない」とする決議を採択した（11月22日赤旗）。

③このような農協の反対に直面し、自民党は、11月23日、改めて農業改革案を固めた。資材購買事業の大幅縮小期限を「一

年以内」とする案を盛り込まず、期限を示さず数値目標を含む年次計画の策定を全農に求め、自主改革を促すことにした（11月25日赤旗）。

④2016年11月29日、安倍政府は、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長安倍首相）の会合を開き、「農林水産業・地域の活力創造プラン（改定）」を決定した（11月30日赤旗）。

⑤農産物の販売事業では、委託販売から買取り販売へと転換させ、農業機械や肥料などの購買事業では、仕入れ先を全農に限らず拡大するよう求め、これらに数値目標を定め取り組むことを求めた。またバターなどの原料となる牛乳の生産・流通については、生産者が自ら自由に出荷先を選べる制度とし、加工原料乳生産者補給金の支給対象を指定生乳者団体に参加しない生産者にも広げる、とした。

⑥要するに、農産物の委託販売を買取り販売に変え、機械・肥料の仕入先を拡大し、生乳については生産者が出荷先を自由に選べる制度に変えたことが、政府のプランの骨子である。

その狙いは何か。安倍首相は、会合で「全農が生産資材の買い方や農産物の売り方を改革すれば、関係業界も大きく動き出

す」と述べたという。その意図は、農業への企業の参入を促進し、これによって農協事業を弱体化することである。つまり、これ迄農協は農家の相互扶助を目的とした農業の協同組合的事業を行ってきた。その事業を、企業と同じく利潤追求型に変質させようとするのが自民党政府のプランなのである。

## C項 教育・大学

(1) ①2016年11月18日夜、国会前で学生が緊急アクションを行った(11月19日赤旗)。約200人が参加し、奨学金を借りている学生が訴えた。「多くの学生が奨学金という借金に苦しんでいる」「誰もが安心して学べる制度にしてほしい」、と。また大学三年生の学生は、「利子がついた返済額はおよそ300万円であり、日本の奨学金制度は、若者が自由に学ぶ権利を奪っている」、と。

②③なぜ奨学金制度が、学生の生活を脅かす制度となったのか。この疑問を解くため岡村稔(日本学生支援機構労働組合書記長「ローン化が進む日本の奨学金制度と課題」経済2016年9月号)が説くところを紹介する(⑥~⑧)。

⑥奨学金を貸与するのは公的機関である日本学生支援機構である。2016年度の機構奨学金の事業予算は1兆944億円、貸与人数は132万3657人で、多くの大学生が利用する制度である。その根拠法は憲法26条と教育基本法4条であり、すべての国民に「能力に応じてひとしく教育を受ける権利を認め、教育の機会均等を保障する」ための制度である。

◎機構の奨学金には無利子と有利子とがある。また「高等教育を受けた者はそれに応じた社会的な収入が約束されている」という前提で制度設計されている。

④しかし、現実には日本型雇用(年功序列、終身雇用)が崩壊しており、全労働者の4割が非正規雇用である。学歴に関係なく低賃金が拡大し、延滞者の8割は年収

300万円未満であり、このことが延滞している実態を生み出している。

◎ところが安倍政府は、返還困難者を救済する政策ではなく、奨学金を金融業と位置づけ、ペナルティを課した回収強化を優先したため、回収率は「改善」したが、ペナルティ自体が延滞者を生み出している。

④このような状況の中で安倍政府は、奨学金ローン化を進める新たな政策を実施しようとしている。その一つが各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率）を機構のホームページに掲載・公表することである（文科省は2016年8月頃公表と発表している）。

⑤そして安倍政府は、所得に応じて毎月の返済額が変わる「新たな所得連動返還型奨学金制度」を2017年4月に導入しようとしている。

⑥安倍政府は、「戦争できる国づくり」を進める中で、奨学金制度を利用して大学・学生を選別・差別化し、マイナンバー制度への登録を進めている。この先にあるのは自衛官勧誘計画＝「経済的徴兵制」

（つまりマイナンバーに登録された奨学金利用者情報が戦場に若者を送ることに使われる）への利用である。

以上が岡村氏の指摘である。

(2) ①安倍政府の教育改革なるものの全貌は、右の経済的徴兵制に留まるものではない。

安倍内閣の教育政策については、三輪定宜（千葉大学名誉教授・教育学）「安倍教育改革の危険性と無償教育の展望」（経済2016年9月号）が鋭く分析しているので、その大要を紹介する（②～④）。

②自民政権による憲法と戦後教育への挑戦は、結党以来60年、再軍備政策の中で執拗に続けられ、安倍政府の下で総仕上げの段階に入っている。

③2006年12月、教育基本法を「改正」し、教育目標に「国を愛する態度」（愛国心）などを盛り込み、学校教育法「改正」でもこの種の「教育目標」を定め、学校管理体制強化のため、副校長・主幹教諭・指導教諭の新設や、学校評価の義務づけなど、「2006年教育基本法体制」＝「教育再生」体制を成立させた。

◎第二次安倍政府（2012年成立）は、「教育再生」の「実行」総仕上げを進めている。

政府の「国家安全保障戦略」は、「積極的平和主義」と並び、「我が国を守る心」を明記し、「愛国心」の憲法条規への格上

げ、天皇制強化、防衛政策との一体化をめざしている。

「教育再生」政策は、この「愛国心」教育の体系的制度化であり、「個人の尊厳」を最優先する戦後教育体系に対立し、その全面解体を指向するものである。

④「教育再生」の手法は、上意下達の強権的推進体制の構築である。自民党選挙公約、同教育再生実行本部提言、首相直属の「教育再生実行会議」（閣僚は安倍首相、菅官房長官、文科相、有識者 18 人。3 分科会）の提言を、中教審や有識者会議が具体化し、法令改定や行政措置により天下りに実施し、提言フォローアップ会合（3 閣僚と 8 次提言までの有識者とからなる）が実行をチェックし、審議会、総合教育会議、教育委員会、学校は下請けとなる体制である。

つまり「教育再生」を教育現場の末端まで浸透させる体制の構築である。

◎戦後教育解体に焦点化した「教育再生」政策の骨格・内容の大要は、次の通りである

①戦後教育改革の支柱である 1947 年教育基本法と一体の教育委員会制度の廃止（当面は、国と首長への従属、教育委員会

の形骸化）と首長主宰の総合教育会議の重視

②民主的単線型学校体系（6・3・3・4 制）の解体と、差別的競争的複線型学校体系への転換（エリート教育を助長する小中一貫教育、中高一貫教育、高大接続、専門職業大学）。

③侵略戦争正当化・歴史認識修正等をめざす教科書検定・採択の強化。

④「愛国心」「伝統の尊重」「公共の精神」「規範意識」等の注入のための道徳教育の統制＝「特別の教科」化、検定教科書使用、国基準による評価。

⑤改憲支持・選挙対策のための政治教育・政治活動統制など。

⑥現代までの教育政策の動向を要約すれば、次の通りである。

① 1960 年代には、高度経済成長下の人材開発政策として、高校教育の多様化、能力主義の強化、右傾化教育政策の展開。

② 1970 年代には、「建国記念の日」（1967 年 2 月 11 日）、元号法制化（1979 年）など復古的潮流のもとでの 1970 年代には中教審答申（第三の教育改革をめざす）。

- ③ 1980年代には、臨時教育審議会答申（教育政策の国家主義化・能力主義化を助長）。教育財政の合理化、「自己責任」意識の強化など。
- ④ 1990年代の冷戦終結と連立政権成立とを背景として、2000年代には教育基本法「改正」を軸とする「教育再生」政策の実行。
- ⑤ これから安倍内閣が押し進めようとしていることは、高校無償化を所得制限とする、「40人学級」放置、大学授業料引き上げ、給付奨学金導入見送り、教科書検定、道徳教育の国家統制、学校・大学の自治破壊など。

②以上が、三輪氏が説くことである。

(3) 以上から学ぶべき点は何か。

第一に、「教育再生」政策とは、子どもの発達を妨げ、幸福追求を損なうことである。

第二に、教育に権力的統制と競争原理を持ち込むことは、教育理念と教育基本法とに背くことである。

第三に、そもそも教育理念とは、教育基本法一条に定められている“教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的国家及び社

会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成”である。そのために、幅広い知識・教育・情操・道徳心・個人の価値の尊重・創造性・自主自律・勤労・正義・責任・自他の敬愛と協力・公共精神・社会形成参画・生命尊重・自然や環境を保全に寄与する態度・伝統・文化・他国尊重・郷土愛を、一人一人が身に付けることである。

そして第四に、「教育再生」政策が、右のような教育理念とは真逆のものであることである。

(4) 2016年11月18日、日本学術会議は、都内で「安全保障と学術に関する検討委員会」第6回会合を開き、防衛装備庁の研究委託制度について、同庁担当者と軍学共同反対連絡会共同代表池内了名古屋大学名誉教授らを招き討論した(11月20日赤旗)。

①防衛装備庁所属のプログラムディレクターやプログラムオフィサー(PO)が委託先の大学などの研究の進捗管理をするなど、他の省庁の研究資金制度にはない管理の在り方に懸念の声が続出した。

②小森田秋夫神奈川大学教授は、“防衛装備庁の技術振興官補佐がPOは防衛用途への応用という出口を目指して研究委託先

と調整を実施するとある雑誌に書いてい  
る”と指摘した。

また池内名誉教授は、“委託研究の実施  
や公開には「届出」「POと調整」といっ  
たさまざまな制約がかけられている。科学  
者の原点は世界の平和と人類の福祉への貢  
献だ。学術会議に対し軍事開発と関連する  
機関からの資金は一切受け取らないとする  
声明を出してほしい”と要望した。

③この動きは、政府＝防衛省が委託研究  
の名の下に研究者を、研究方法と研究資金  
との両面から研究のあり方を規制し、軍事  
利用する動きの一環である。  
研究者が直面しているのは、このような状  
況に如何にして抵抗し打開していくかであ  
る。

④その脈絡で、「名古屋大学物理学教室  
憲章」（1946年6月）は、今日的意義があ  
ると考える（11月25日赤旗）。

なお、同憲章が作られた経緯は、沢田昭  
二名古屋大学名誉教授の語ったところで  
は、1946年1月に坂田昌一博士（素粒子  
物理学者）が、研究室の会議で、研究者の  
思索に「完全な自由」を保障し、協業が最  
も効果的に行われるようにするためには、  
旧来のタテ割りの研究体制に代えて、“全  
研究員が十分議論をし合って、研究に関す  
る全ての事項につき研究室会議を最高の議  
決機関とする運営する方式”を提案したの  
がきっかけであり、そのとりくみが教室全  
体のルールに発展したのである。

名古屋大学物理学教室憲章（抜粋）（全部で21項目）

- 1 物理学教室の運営は民主主義の原則に基づく。
- 2 物理学教室の最高議決機関は教室会議である。
- 3 教室会議は研究員および教室会議で臨時に承認された者をもって構成する。  
(中略)
- 4 下記のごとき基本的な重要事項は教室会議において議決しなくてはならない。
  - (1) 研究室の構成
  - (2) 研究室に対する研究費の割当
  - (3) 研究員に関する人事
- 19 教授は、教室会議、教育会議、教育協議会及び研究会議において議決された事項を、教授会において責任をもって主張しなくてはならない。

⑦なお、益川敏英名古屋大学特別教授は、防衛省が始めた研究公募の危険性を指摘して次ぎのように言う。

「米国はベトナム戦争の際、ノーベル賞級の学者を集め、研究させました。参加した学者たちは戦争に反対できなくなった。防衛省の募集も、応募すれば、彼らに精神的同意をさせられていき、自由な研究ができなくなるでしょう」

## D項 NHK・パリ協定

### (1) NHK

①2017年1月、NHK現会長靱井勝人氏の任期が切れ、次期会長の選考がNHK経営委員会で始まった。

3年間会長の座に居た靱井氏には、公共放送たるNHKのトップ・リーダーとしての識見、能力、経歴、中立・公正性の点からみて疑問が広く持たれている。何よりの疑問は、報道機関の持つべき使命を自ら放棄しているのではないかということである。

ところがNHK経営委員会は、彼を会長候補の一人としている（11月28日赤旗）。

②なぜこのような奇怪な事態が生じるのか。視聴者はどのように対処すべきかにつき、隅井孝雄氏（日本ジャーナリスト会議（JCJ）共同代表（元ジャーナリスト・元京都学園大学教授）が説くことの概要を紹介する（前掲赤旗）。

「この3年間、適格性が問われ続けた靱井勝人会長が再任されるか、ふさわしい別な人材が選ばれるか、視聴者、市民の声が反映された人事となるのか、私の強い関心事だ。

先日私は、「靱井会長を再任しないように、公共放送に託するに足る人材を選び、市民による公選制を受け入れてほしい」という、NHK経営委員会への有識者87人の申し入れに名を連ねた。11月21日には、趣旨に賛同した「NHK報道を市民の手にネットワーク」7団体の代表300人が渋谷のNHK放送センター前でアピールの集会を開いたことを知って、心強く思った。

NHK会長は報道と文化の両面に見識を持つ人であってほしい。かつて知識人、ジャーナリスト、NHK出身者など多様な人々が会長を経験していた。だが2008年以降は財界

出身者が続いている。靱井会長選出の際、特定の財界グループが候補者の選定に動いたと報道された。

2014年1月、「政府が右と言うものを左とは言えない」という靱井会長発言を、私たちは就任会見で初めて聞き、がく然とした。その後NHKニュース報道が「政権を忖度している」という疑惑が広がっている。

この間、靱井会長の退任を求める署名は8万人を超えた

受信契約4298万件（平成28年9月）、受信料収入6759億円（平成28年度予算）。NHKは市民で成り立っている。だがその市民は蚊帳の外だ。

会長候補者が、公共放送についての考えを事前に公開することを、私は強く求めたい。私たちの要望を真摯に受け止める会長が生まれれば、NHKは国民が支える財産として、生きた存在になるに違いない。 」

③ なお、2017年1月靱井会長に代わり、上田良一氏が会長に就任した。

④後に述べることになるが、上田会長がどのような改革課題を意識し発言しているかについて若干触れる（2017年7月28日朝日新聞）。

第一は、「放送と通信の融合」である。「公共放送」から「公共メディア」へ転換し、「公共メディア」としての立場を確立し、番組のネット同時配信である。第二は、個別の編集過程や取材過程に関しては「答えを差し控えるが、現場の判断を尊重する」、公正・公平、不偏不党を踏み外してはいけませんが、明らかに逸脱すると思った時にはもちろん動く。第三に、受信料は視聴者に応分の負担をしてもらう。

⑤右の上田発言の実体は何か。

「放送と通信との『融合』とは、公正・公平に真実を伝えることで民主主義の発達に寄与すべきでNHKの職責（放送法1条）を相対化し、NHKを単なる情報サービス機関に変質させる」ものである。なお受信料値上げも意図されている。

## （2）パリ協定

①2016年11月4日、パリ協定が発効した。世界の90ヶ国以上が批准を済ませ、発効の条件が整ったためである。パリ協定とは、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めたものであり、2015年12月の気候変動枠組み条約国会議で200近い国・地域の賛



成で合意した、世界のルールである。その目標は、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」に抑えることである。そして先進国にも発展途上国にも削減を求め、各国が目標を提出し、5年ごとに見直しを義務付けている。

②ところが日本は、発効までに批准できなかった。TPP承認案を巡る与党（自民、公明）の強引な国会運営によるが、このような事態を引き起こした真因は、安倍政府の温暖化対策の消極性に由来するものである。日本政府が提出した目標は2030年度に2013年度比で26%減とするだけであった。のみならず、原発・石油依存度の高いエネルギー政策をとっていることがその証左である（11月6日赤旗主張）。

(以上で2016年11月を終了し、次回から、2016年度12月に移ります。)